

船橋市消防局音楽隊市民協働実施要領

(目的)

第1条 市民と消防局音楽隊とで共に築く「船橋市消防局市民音楽隊」を結成し、「市民と消防をつなぐ音のかけ橋」として、より効果的な消防広報活動を展開させることを目的とする。

(登録要件)

第2条 市民音楽隊員の登録要件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 年齢は、満16歳以上であること。

ただし、親子で登録する場合など、出演時に保護者等の同伴や付き添いができる場合は、この限りでない。

(2) 吹奏楽の経験があり、自己の楽器を持参して参加演奏できること。

(3) 一定の練習及び出演に参加可能であること。

(4) 未成年者の登録にあっては、保護者の同意を要すること。

(登録開始時期等)

第3条 市民音楽隊員の登録は、平成24年12月1日から随時行うものとし、出演依頼及び練習案内等の開始時期は、平成25年4月1日からとする。

(登録期間等)

第4条 市民音楽隊員の登録期間等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 登録した翌年度から3年間とする。(登録した年度も登録期間とする。)

ただし、登録期間の最終年度に事務局から本人宛てに照会して、継続の意思の確認ができた場合には、更新することができること。

(2) 登録期間中に脱退を希望する場合は、事務局宛てに申し出ること。

(3) 船橋市消防局市民音楽隊のイメージを著しく損なう行為等が認められた場合にあっては、登録期間内であっても除隊させることができること。

(処遇)

第5条 市民音楽隊員の活動等にあっては、ボランティアのため無償とし、交通費等の支給もなしとする。

ただし、出演時等における事故には、船橋市市民活動総合保障制度により、保険が適用されること。

(登録方法)

第6条 市民音楽隊員への登録は、様式1「船橋市消防局市民音楽隊員登録申込書」を事務局宛てに、持参、郵送、Eメール又はファクシミリで届け出ることにより行う。

(登録の決定)

第7条 前条の申込書を受理したときは、事務局にて第2条に規定する登録要件と照合し、適合と認めた場合には、登録証(様式2)を申請者宛てに直接または郵送にて交付することをもって決定とする。

なお、市民音楽隊員として決定した場合には、音楽隊長にその旨を報告すること。

(登録証)

第8条 第7条の登録証は、名札兼用とし、出演及び練習参加の際には着用しておくものとする。

(出演等依頼)

第9条 市民音楽隊員への出演等の依頼は、次の各号に定めるところによる。

(1) 出演の依頼は、市民音楽隊員のうちから出演可能日等の条件に合致する者を選出

し、該当者が多数の場合には、より多くの登録者に出演の機会が与えられるよう輪番で依頼するものとする。

(2) 各種イベント等への出演案内及び出演の可否等の連絡は、原則としてEメールにより行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 市民音楽隊員として知り得た個人情報については、船橋市消防局市民音楽隊としての活動目的以外には使用しないこととする。

(事務局)

第11条 事務局は、船橋市消防局予防課内に置く。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

様式 1

「船橋市消防局市民音楽隊員登録申込書」

申込日（平成 年 月 日）

ふりがな		生年月日	昭和・平成 年 月 日（ 歳）		
氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
住所	〒				
職業 (学校名)					
連絡先	(自宅)		(携帯)		
	(FAX)		(Eメール)		
演奏楽器		所有する楽器		楽器経験	年
出演(練習) 参加可能日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝祭 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 出演（練習）に参加可能な全ての曜日等の□欄に✓して下さい。				
その他要望等がありましたらご記入ください。					

※ 未成年者の場合は必ずご記入ください。また、事務局から確認の連絡をさせていただきます。

船橋市消防局市民音楽隊員としての登録を承諾します。			
保護者氏名		続柄	連絡先電話番号
			(自宅) (携帯)

様式 2

市民音楽隊員登録証



登録期間：平成 年 3 月末日まで

上記の者を市民音楽隊員に任じます。

船橋市消防局長

